

2025年12月15日

各 位

会社名 カレント自動車株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江頭 大介  
(コード番号 : 7690 TOKYO PRO Market)  
問合せ先 執行役員管理部長 須田 淳  
(TEL : 045-476-1000)  
URL : <https://www.currentmotor.co.jp/>

### 定款の一部変更及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月28日開催予定の第25回定時株主総会における承認を条件として、「定款一部変更の件」を付議すること及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役会の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

#### 記

##### 1. 定款一部変更の件

###### (1) 変更の理由

- ①当社は、財務報告の信頼性を高め、内部統制およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、会計監査人を設置することといたしました。これに伴い、選任方法、任期を規定するものであります。
- ②取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- ③取締役会の議事録を明記するため、条文を新設するものであります。
- ④監査役の員数について上限を設定し、5名以内に変更するものであります。
- ⑤機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等の決議機関を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。
- ⑥その他、字句の修正および条数の変更等所要の変更を行うものであります。

###### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

###### (3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日（予定） 2026年1月28日  
定款変更の効力発生日（予定） 2026年1月28日

##### 2. 会計監査人の選任について

###### (1) 異動年月日（予定）

2026年1月28日（第25回定時株主総会開催予定日）

###### (2) 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

###### ① 名称

監査法人コスマス

② 所在地

【主たる事務所】

愛知県名古屋市中村区名駅南1-1-18 NORE名駅6F

【従たる事務所】

(2025年12月頃に移転予定)

東京都中央区日本橋1-2-19 日本橋ファーストビル7F

(移転後)

東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル3F

③ 業務執行社員の氏名

【2025年10月期】

公認会計士 新開 智之

公認会計士 寺島 洋希

【2026年10月期】 (予定)

公認会計士 寺島 洋希

公認会計士 林田 将和

④ 公認会計士法に基づく上場会社等監査人登録制度への登録状況

登録されております。

⑤ 候補者として選任した理由

会計監査人として期待される専門性、独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任であると判断したためであります。

以上

別紙(定款の一部変更)

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会  (新設)	第4条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第5条～第9条（条文省略）	第5条～第9条（現行どおり）
第10条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合） <u>当会社は、当会社の株式（自己株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てる権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てる権利を与える旨及びその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行うことができる。</u>	(削除)
第11条～第14条（条文省略）	第10条～第13条（現行どおり）
第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会をこれに代わる。	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> 社長がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u> 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会をこれに代わる。
第16条～第20条（条文省略）	第15条～第19条（現行どおり）
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、その選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>	第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、その選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
第22条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第21条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> 社長がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役</u> 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第23条～第25条（条文省略）	第22条～第24条（現行どおり）
(新設)	第25条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
第26条～第29条（条文省略）	第26条～第29条（現行どおり）
第30条（監査役の員数） 当会社の監査役は、 <u>3名</u> 以内とする。	第30条（監査役の員数） 当会社の監査役は、 <u>5名</u> 以内とする。
第31条～第35条（条文省略）	第31条～第35条（現行どおり）
第36条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「 <u>監査役会規程</u> 」による。	第36条（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第37条～第38条（条文省略）	第37条～第38条（現行どおり）
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	第39条（会計監査人の選任） <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	第40条（会計監査人の任期） <u>会計監査人の任期は、その選任後1年内に終了</u>

現行定款	変更案
	<p>する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
第6章 計算	第7章 計算
第39条（事業年度） 当会社の事業年度は <u>年1期</u> とし、毎年11月1日から翌年10月末日までとする。	第41条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。
(新設)	<p>第42条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
第40条（剰余金の配当の基準日） (条文省略) (新設) (新設)	<p>第43条（剰余金の配当の基準日） (現行どおり) 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
第41条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。	(削除)
第42条（剰余金の配当の除斥期間） 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	第44条（配当の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。